

## 平成29年度県産畜産物の放射性物質検査について

平成29年3月29日  
千葉県農林水産部畜産課

千葉県は県産畜産物の安全性を確認するため、平成23年度から原乳及び牛肉の検査を実施しているが、平成29年度の検査についても引き続き、これまでの検査結果や近県の状況等を踏まえ、以下の方法で検査を行う。

※ なお、県産畜産物において基準値を超えた事例はありません。

対象	28年度	29年度改正点
原乳	2か月に1回、 <u>3</u> クーラーステーション（以下「CS」と言う）を対象に検査	変更なし
牛肉	と畜場で毎月1回、県による検査及び生産者による全頭検査	変更なし

### 1 原乳（基準値50ベクレル/kg）

(1) 検査頻度 県の検査を2か月に1回、3CSを対象に実施

※県内の7カ所のCSがあり、搬入量、搬入市町村数が多い大型の新県央西部CSは年6回、中型の東部CSは年4回、中小型の南部CS・JA市原CS・木更津CSは年2回、小型のJAちば東葛CS、JA安房CSは年1回検査を行う。

(2) 検査方法 ゲルマニウム半導体検出器（農林総研 検査業務課）

### 2 牛肉（基準値100ベクレル/kg）

(1) 検査頻度 県のモニタリング検査：1か月に1回、10頭程度

生産者の自主検査：毎日（肉用牛は全頭を対象）

(2) 検査方法 NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータ（株千葉県食肉公社）

#### <参考>

平成26年3月20日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長発「農畜産物等の放射性物質検査について（通知）」において、千葉県の「原乳」及び「牛肉」については、継続的にモニタリング検査が必要な県から除外されている。